

令和4年度第2回

## 堺市景観審議会

日時 令和5年 3 月 2 7 日 ( 月 )  
午後3時00分

場所 堺市役所 本館地下1階 大会議室 (西・東)

都市景観室

○出席委員（10名）

会 長 下 村 泰 彦  
委 員 太 田 照 美  
委 員 林 倫 子  
委 員 天 野 隆 次  
委 員 西 川 知 己

副会長 中 嶋 節 子  
委 員 花 田 眞 理 子  
委 員 宮 川 智 子  
委 員 松 本 優  
委 員 広 田 新 一

○案件

堺市景観計画改定の方向性について

(午後3時00分開会)

○司会

定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第2回堺市景観審議会を開催させていただきます。本日の司会を務めます、都市景観室主査の仲村と申します。よろしくお願いいたします。開会に当たりまして事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、お手数ですが電源をお切りいただくようお願いいたします。

本日は、大阪府警察堺市警察部総務課長、西川委員と、新たに御就任いただいた委員であります公益社団法人大阪府建築士会特任顧問、寺地委員につきましては、所用のため欠席する旨の御連絡をいただいております。

なお、本日御出席いただいております委員は定足数に達しておりますので、御報告申し上げます。

また、本審議会の会議については公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影、録画、録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料が9枚ありますので確認させていただきます。1枚目が会議次第。2枚目が配席図。3枚目が堺市景観審議会委員名簿。4枚目が、資料1、堺市景観計画改正の方向性。5枚目、6枚目が、資料2、堺市景観計画改定の方向性説明資料。7枚目以降は、資料3、市民・関係人口・事業者の意向把握調査（抜粋）となっております。不足の資料はございませんでしょうか。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。下村会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○下村会長

それでは、これから始めさせていただきます。本日も皆様のほうから忌憚のない御意見を頂戴できますよう、御協力よろしくお願いいたします。では、着座にて進めさせていただきます。

議事次第にございますように、本日の議事案件は1件でございます。堺市景観計画改定の方向性についてということで。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

都市景観室、花田と申します。よろしくお願いいたします。堺市景観計画改定の方向性について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料についてですが、資料1では改定の方向性について主な内容をまとめたものとなっております。資料2は資料1の補足的な説明資料となっております。資料3は抜粋となりますが、アンケートの結果をつけております。

それでは資料1をご覧ください。それと、資料2も御参照いただきたいと思いますけれども。

まず、景観形成の理念・基本方針につきましては、「堺市基本計画」「堺市SDGs未来都市計画」「堺市都市計画マスタープラン」など、上位・関連計画が示す、持続可能性・新たな価値・都市魅力などの将来像を踏まえまして、現理念は堅持しつつ、基本方針へ上位計画等の方向性に即した観点を反映するという方向性で考えまして、景観形成の理念は、「一共に守り、育み、創造する景観文化—古代から未来へ 輝く都市・堺」とし、基本方針は、「“堺で暮らす” 魅力を高める」「“堺文化”の個性を守り育む」「活力ある“都市空間”をつくる」としております。

次に、地域別景観形成方針についてですけれども、資料2にありますように、景観特性の現状把握調査として、「景観が大きく変化した地区」「変化する見込みのある地区」「活かしたい堺の景観」という3つの観点での現地調査を行いまして、特に駅前を中心とした開発事業など、市街地の景観に変化はあるものの、現在の7つの地域別景観形成方針を大きく変更する景観の変化は生じていないこと、景観上影響のある大規模建築物や屋外広告物に対する許可制度などによる景観誘導により、周辺への配慮による景観形成が図られていること、地域のエリアごとの景観方針・方向性と現状の景観にずれがないということなど、調査・検証したことを踏まえまして、臨海部に位置している「臨海市街地景観」は「産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成」という方針、堺東駅・堺駅周辺を中心として位置している「都心・周辺市街地景観」は「古代から未来へ、風格とにぎわいある堺を代表する景観の継承と創造」という方針、都心・周辺市街地の南側を囲むように位置している「近郊市街地景観」は「暮らしの中で歴史・文化、自然が織りなす多彩な景観の保全と創造」という方針、北野田・美原付近に位置している「郊外市街地景観」は「緑豊かな郊外住宅地景観及び田園と調和した集落地景観の保全」という方針、泉大津美原線と泉北ニュータウンとの間に位置している「田園景観」は「丘陵地に沿ってなだらかに広がる田園景観の保全」という方針、泉北ニュータウンとその谷あい位置している「丘陵市街地景観」は「活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観及び周辺の自然・田園景観の保全」という方針、南部丘陵に位置している「丘陵地景観」は「多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全」という方針として、7つの大きな特徴ある地域区分については変更せず、引き続きその方針を継承していく方向性としますけれども、地域ごとに景観特性を把握した中で、面的・景観特性の変化など、10年間の景観変化を踏まえた時点修正や、資料3の1枚目にあります市民アンケートの「公園や緑地の緑・水辺など、身近な潤い景観の創出が重要である」というような市民意見や、今後の景観の変化の想定、市の将来像なども踏まえまして、それぞれ各地域における景観の方針について内容の充実を図っていきます。ということで考えておりまして、目指すべき景観の姿を示し、それを市民、事業者、行政が共有することで、その実現に向けた景観施策を効果的に進めていきます。

次に、資料1右側の「景観形成の推進方策」についてですけれども、「全市レベル」「地

域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つの取組レベルで進めていきます。

「全市レベル」については、「大規模建築物等の景観誘導」「公共事業による景観形成」「屋外広告物による景観形成」が主な取組となります。

この10年、大規模建築物等の届出制度や、屋外広告物の許可制度による景観誘導の協議などの実績を重ねてきたことによりまして、当初は周辺と調和していないような建物の届出も多くありましたが、最近では景観に配慮している建物の届出が増え、事前協議による意見を通知することも当初と比べると減ってきており、資料3の2ページによる市民アンケートでも、一定ですけれども景観がよくなったと実感されているように、これらの制度が有効に機能しているとは考えております。

しかし、資料2、2ページのように、窓口における事前協議などでの各制度の運用上の課題が出てきておりまして、ガラスやルーバーによるデザイン、メディアファサード、モノトーンの色彩など、新たな建築意匠や新技術、最新の動向などを踏まえた中で、ベースカラーやサブカラーの色彩の多色使いにより、外壁を複数色で塗り分け、デザイン壁のように見せるものや、色彩の審査対象としていない自然素材の建材の扱いなど、現基準の解釈も含め、具体的な配慮内容の明示、景観形成基準の見直しや明確化といったように、全市レベルにおける景観形成については、景観形成ガイドラインを改定し、事業者にとっても使いやすく、よりよい景観誘導ができる運用へと改善を図ります。

次に資料1に戻りまして、「地域・地区レベル」については、「百舌鳥古墳群周辺地域」「堺環濠都市地域」における、重点的に景観形成を図る地域としての取組です。

「百舌鳥古墳群周辺地域」については、平成28年から景観地区に指定し、建築物に対して形態意匠の制限を定めた認定申請制度や、広告景観特別地区における屋外広告物許可基準制度など、全市域と比べ厳しい基準にて景観誘導を実施していることにより、古墳群に配慮した景観形成が図られてきており、引き続きこの制度運用により景観形成に取り組みます。

「堺環濠都市地域」については、重点的に景観形成を図る地域とされていること、堺市歴史的風致維持向上計画にて重点区域となっていること、環濠エリアの新たな価値創造により、人々が集うエリアとして活気あるエリアの実現に向けて今後も取組を推進していく地域であること、資料3、3ページによる市民アンケートでも、百舌古墳群とともに、特に大切な景観とされていることや、環濠エリアで大事にしたい景観については、市民から様々な場所が重要だと捉えられていることなどを踏まえまして、想定ではありますけれども、資料1の図の赤線範囲のように堺環濠都市地域の範囲を区域指定し、今は全市的な基準でしかなく大規模建築物のみが対象となっておりますけれども、中規模の建築物も対象として、周辺との調和、色彩、地域特性への配慮等、新たに基準化することで考えています。

具体的には、資料2、2枚目の右側の表のように、各色相における彩度について、突出した鮮やか過ぎる色を基準によって排除した中で、中規模建築物を事前協議の対象にすること

によりまして、歴史的町並み景観、連続する沿道景観、水辺景観、魅力とにぎわいのある景観といったように、地域内にて様々な違う景観のある堺環濠都市地域については、区域・基準を新たに設定しまして、地域や立地条件に応じて個別の判断を行いながら、事前協議や景観アドバイザー制度を通じ、適切に景観誘導していくことで考えております。

次に「コミュニティレベル」についてですけれども、市民・事業者主体の景観形成の取組を行います。景観賞の実施による啓発や、現在はあまり活用されていない出前講座など、今後どのようにして市民を巻き込んで景観形成に生かしていくかについては課題と感じており、今まで以上に、普及・啓発など広報活動に力を入れていければと考えております。

最後に今後の予定ですけれども、今回、堺市景観計画改定の方向性ということで説明させていただきましたが、今回、審議会における御意見、アドバイス等を踏まえまして、来年度の令和5年度末に向けて改定業務の手続きを進めていく予定としております。また、計画の改定案についてまとまった段階で、この審議会にて御説明させていただきます。その審議会の内容を踏まえた後、パブリックコメントを実施しまして、その後、審議会に諮問させていただく予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○下村会長

ありがとうございます。

資料1、これが今回の計画の改定の方向性を示してあるもので、その補足資料が、資料2、資料3がついてるわけですが、方向性ですので、大きな流れ、話が主流になってきております。

確認ですが、今、地域・地区レベルの話で御紹介いただいたものは、重点地区の話が多かったと思うんですが、7地域に分けた詳細というのは次回の審議会で議論されるんですかね。地域別景観については、資料1の左下で7つの方向性を示していただいていますますが、この中身は審議会には出てこないんですか。この次の段階でやるんですかね。今日はそこまでの議論ではないという理解でよろしいでしょうか。

#### ○都市景観室主幹（花田）

中身につきましては、今回は大きく7つの地域に分けて、現状の7つの地域のままでいくという話でありまして、その中身の詳細については、次回の審議会で、それぞれの地域における景観特性、方向性について議論いただく予定です。

#### ○下村会長

分かりました。次年度末に向けてどの段階でどこまでやって、いつの段階でパブコメやって、パブコメまでに何をどこで議論できるかというのが理解しにくかったかなと思ってましたので、今のような質問させていただきました。ですから、今日は、この方向性について議論し、それについて皆様から御意見いただいて、方向性ですので、事務局の目次構成があっ

て、目次の順番が変わってたりとか、どのタイミングで、概念、理念をどこで議論して、その後、地域別は、次回、何月頃検討していただくと。それと、推進の方策として大きな枠組みが何点か示されていて、全市レベル、地域・地区レベル、それからコミュニティレベル、この3段階で行くという御提案があって、これについて、いや、3段階じゃないでしょうと、地域別ってもう少し分けたほうがいいんじゃないですかという議論はここでやっていいんですかね。ちょっと大きな枠組みですので、この3つで行くというのが大前提でもうやっていくという議論、この場なのか、少しこの中身について意見をいただいているのかどうかということなのですが。大きな疑問があれば御意見いただくということでもよろしいですか。

もう一つは、資料1の初めに記載されている景観形成の理念・基本方針で「共に守り、育み、創造する」、こういうふうに書かれて、これおかしいんじゃないですかという意見はいただくんですかね。大きな方向性ですので、これが決まらないと、次、内容に詰めてって作業していただけないと思うんですよね。だから、これ、今日どうしてもフィックスする必要はあるかというふうに思っております。ですので、全体の流れの中で、どこまで今日皆さんから御意見いただいているのか、これ見てください、特に御異論なければもうこのまま行きますよという御了解だけ取ればいいのか、一個一個意見いただいているのか、その辺りお任せいただいているんですかね。何か事務局から御提案。説明いただいた方向性はいいんですけど、これについて、例えば一番上の景観形成の概念、その次が方針、これも言葉がフィックスされてるんですが、これについて意見もらっていいですか。その辺り、御指示いただけたら会議進めやすいと思いますので、お願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○都市景観室主幹（花田）

もちろん大きな方向性のことで、ここに記載のあることがどうだという御意見もいただきたいですし、細かい中身についても、次回の議論になるかも分からないんですけども、今回御意見いただいたことを踏まえまして、改訂の作業を進めていければと思いますので、もしアドバイス等、御意見があれば言っていただきたいと思います。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

そういうことですので、今回の資料で、今後の10年を見据えた堺市の景観の在り方を示されたわけです。ですから、ここに書いていないこと、もしくはここで抜けていたら、10年間はそれやらないということですので、ぜひ皆様のほうから御意見をいただけたらと思います。

そしたら、ちょっと左上のほうから御覧いただいてよろしいでしょうか。

まず最初に、SDGsってどこに書いてるんですかね。これ、ちょっと私読めなかったんですけど。最近のトレンドとしては、SDGsであるとか環境配慮型とかに加えて、いろん

な17項目のSDGsの中で、いろいろ取り組んでいく必要があるというのはそういうことで、そういうような社会背景があるということが御説明があったとおりに思うふうに思います。それを受けて景観で何ができるかということかというふうに思います。

ですから、サイン、広告物。通常のサインですと、手で触れるところは、目の御不自由な方にも分かるように、外国の方にも読めるようにということで。あるいは、サイン計画そのものが大きく、もう何十年も前から変わりつつある中で、屋外広告物とはちょっと違う話なんですけど、そういうふうないろいろ配慮していく世の中になってきてるっていうふうなことが課題だというお話が、今、事務局より説明がございました。それを受けて、10年間、景観でどうするか。

並びに、世界遺産登録されて、やはり前回と景観計画の中で、今までどおりやっていって、世界遺産と地域活性化、並びに地域コミュニティ、この辺りを景観のほうで何ができるのかということまで、後日になるかもしれませんが、そういう、どういうふうな、ここ10年の中で、新たな方向性が見えてくる中で、ちょっと文章を読んでいただいて、いろいろ御意見いただければ、現在のトレンドに合ったような、何かそういう、改正の時期ですので御意見いただけたらというふうに思っております。ということを経済局も求められているような先ほどの御説明でしたので、大きな方向性の中で何か御意見ございますでしょうか。

まず景観形成の理念「一共に守り、育み、創造する景観文化—古代から未来へ 輝く都市・堺」、これが大きなキャッチフレーズで、これからの景観、堺の景観10年間を見据えたキーワードで、非常に大事で、内外に向けて大事なキーワードだと思っております。いかがでしょう。

次に方針、これが決まらないと、なかなか次への展開がつかれないと思いますので、ここはぜひ、本日、決めたら決めたいと思っております。これ、前回と変わったんですかね。どこがどう変わったか御説明いただけますでしょうか。

#### ○都市景観室長（池田）

理念も基本方針も、ほぼ前回の計画を踏襲しております。ただ、理念については、「古代から未来へ 輝くまち・堺」と10年前は上げてましたが「古代から未来へ 輝く都市・堺」と今の上位計画に沿った形に変えております。

基本方針については、「“まちの顔”をつくる」を「活力ある“都市空間”をつくる」に、上位計画とかの中身、文言を確認して、変えさせていただきました。意味的には同じにはなるんですが、変えさせていただいています。

#### ○下村会長

ありがとうございます。

私、悪いと思ってなくて、堺の景観をイメージするキーワードが並んでるんで、こういう形に踏襲されながらでいいのではないかなと思ってるんですが、いやいやという、もし御意



見や、こういう概念、理念入れたらどうですかとか。これが決まらなないと、先ほど申し上げたように大きな計画の方向性が決められないので、景観計画、これ一番大事だと思っております。委員の皆様いかがでしょう。応援の演説でも結構ですし、何か御意見があれば意見を頂戴するという、どちらでも結構ですけども、いかがでしょう。

「共に守り」の共にってというのは、多分、コミュニティとか、事業者さんも含めて市民と行政とという、協働でやるというパートナーシップ、これがちゃんと盛り込まれてて。育てたり、育むんですね。「景観文化」、これ文化が入ってます。前も入ってたんですかね。で、「古代から未来へ」、古墳文化の時代からの話が出てきて、中世も入りながら、将来へ続く堺のその歴史的経緯がここでうたわれて。「輝く都市」ですね、政令市になって久しいですけど、「都市」と呼んで。もちろん都市というのは市街化区域内だけじゃなくて周辺地域も含めて全体を都市と呼んでるというふうな理解で「都市」と。で「堺」かなと思うんですけど、よろしいですかね。

特に御異論がなければ、この2つ、このままで進めていただくというふうなことを審議会で一応検討したということにさせていただいて。あと地域別や、景観に対するスケール別での取組、この辺りに次入らせていただこうと思うんですが、よろしいですか。

この、例えば理念の一番最後の「堺」、これをほかの市に替えたら同じこと使えるんじゃないってのはあまりよろしくないの、これが堺の特性を表してるように思うんですけど、これはよろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

○西川委員

いいですか。

○下村会長

はい、どうぞ。

○西川委員

御説明ありがとうございます。市議会議員の西川知巳と申します。

ここにいらっしゃる先生方と違って、私はちょっと景観については、正直よく分かっていないところもある状況でこの審議会に入らせていただいております。そんな中で、景観形成の理念・基本方針について、ほぼほぼ10年前とあまり変わらない、踏襲をされてるということで。上位計画を、資料2の一番左上のところで見ると、堺市基本計画2025、堺市SDGs未来都市計画（2021～2023）、堺グランドデザイン2040、堺市都市計画マスタープラン等、これ全てこの4年に、4年間で変わったものなんですね。そこを見る、その上位計画は4年間でほぼほぼ全て変わってるにもかかわらず、この理念とか基本方針は全く、ほとんど変わらないというところに正直ちょっと違和感を感じる次第でございます。だからといって、ここをこうしたらいいとかってというのは全然分からないんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○下村会長

はい。そういう疑問を持たれる方もいらっしゃると思います。今、御意見いただきましたように、西川委員のほうから御紹介いただきましたように、やはりほかの計画が、上位計画というのは、総合計画、ここでいうと基本計画だけでございまして、ほかは全部横並びの関連計画になってございます。ですから、一番上に総合計画と言われる、ここは、多分、総合計画のことを基本計画って呼んでるんですよね。違いますか。だと思うんですけど。

○都市計画部長（羽間）

一番上位は堺市基本計画。

○下村会長

総計は総計でお持ちなんですかね。

○都市計画部長（羽間）

いや、基本計画のことが。

○下村会長

総計ですよ。

○都市計画部長（羽間）

はい。

○下村会長

総計ですよ。ですから、基本計画が一番上にある堺の全ての項目を書いてある、堺の方向性を示す10年計画、これが基本計画と呼んでるものです。それ以外のものは、全部、ほぼ横並びの計画でございまして、この景観計画もほかのとほとんど一緒、ただ、ほかは4年ごとや、5年ごとや、10年ごと、いろいろスパンがあると思うんですけど、そこを、でも、あんまり大きな変化が逆にならないのじゃないかなと。結構踏襲して、新たな、先ほど私が振ってしまいましたSDGsであるとか、堺の世界遺産登録とか、こういうことによって何か特にここだけはっていうところ、また後ほど説明があると思うんですけど、今日行くかどうか分からないですけど、重点地区でもっと景観しっかりやろうという地域も今回御提案されますので、それを受けて、どう変わってきたかっていう説明を、次のこの会議の中でも御説明があるかというふうに思います。

ですので、確認なんですけど、今、御質問いただいたように、ほかの関連計画の中で大きな変化をされてるところはございませんでしょうか。それを受けて、何か本景観計画のほうでも取り入れていく必要があるのかなのか、いや、ほとんど一緒なので、今、事務局の説明がありました観点のところだけ部分修正した、その辺りの説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○都市景観室長（池田）

そうですね、10年前から、堺の景観という形で見たところ、おおむね、すごく変わって

るところではなくというのもあって、その景観をどちらのほうで、業務というか事業としてつくっていくのかというところ、まずそういうものではないので。全体的に見て、今回、アンケートなり現地調査のほうさせてもらったところ、おおむね変わってないところがあるので。上位計画って、結局、堺市をどうするんだっていう事業的なところもあるかと思うんですけども、景観はどうするっていうのが、市でお金を出して何か造ってやっていくっていうところではないので、その調査で計らせていただいて。内容も文言的には変わってるところがあるかもしれませんが、進め方は10年前と変わらないというところでやっていきたいと思います。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

10年前から景観計画については、堺の歴史的なポテンシャルを生かしたような計画にされておられて、それを引き継いだ形で、世界遺産登録されたこともあって、特に景観に配慮しなきゃならない部分をこうやって決めて、指導基準決めたりされておられます、というように。その細かいところは、次か、次の次ぐらいになるかと思うんですが、それが最終的にリンクしてくる取組を各項目別で定めておられますので、その辺りも普通に考えてこの理念を踏襲していくということになるかと思うんですね。思いは一緒だけど、やり方はもっと強化していったり、場所を決めてさらに強化していったり、そういう関連の話を、次回か、次の次かちょっと分からないですけど、その辺りで事務局のほう、こういう理念はこう、これがこんな取組をやってますって、そういうような御紹介をいただくと、私たちにも分かりやすいかなと思いますので、次回、説明をいただければと思います。

○西川委員

ありがとうございます。上位計画と関連計画の位置づけを、ちょっと私、理解が間違っていたようで、大体理解させていただきました。ありがとうございます。

その景観についての取組は、いろいろと個別具体の施策、いろいろと私も聞かせていただいてまして、堺市の思いが強いというのは十分理解しているところでございますので、今後、期待して待ちたいと思います。ありがとうございます。

○下村会長

はい。どうぞ。

○天野委員

百舌鳥古墳群というエリアがありますが、百舌鳥古墳群というのは非常に広いですよ。したがって、それだけ広い景観をよくするというのは、私は非常に難しいんじゃないかと思っています。それであれば、取りあえずは、今、世界遺産になったんですから、仁徳天皇陵を中心とした、その古墳群も何とか具体的にやるほうが、市民が見ても非常に分かりやすいんじゃないかと。非常に大ざっぱになるような気がします。その辺についてちょっとお答えをい

ただきたいなと思っています。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

百舌鳥古墳群って呼んでいいですか、百舌鳥古墳群は古墳群でいいんですけど、仁徳天皇陵は何か大仙古墳というような形で、ちょっとこれまちまちなんですけど、有名な仁徳さんの辺り、これもバッファゾーンに入ってますので、最終的には、次の段階ぐらいですかね、どういうふうな景観形成基準にするかを決めないけませんので、そのときに、古墳群周辺、どうやって設定したかぐらいのお話をいただくと、百舌鳥古墳群のバッファゾーンの捉え方、並びに仁徳天皇陵を中心とした周りのゾーンの話、これをちょっと、次回、御説明いただくことは可能ですかね。ちょっと、今の質問に対しては、事務局よりお答えいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市景観室長（池田）

平成28年の1月に、百舌鳥古墳群周辺地域については基準を設定しまして、大規模建築物をはじめとする建築物、中規模とか小さい民家とかも届出をして、色とか見ていくというような形をとってます。屋外広告物についても設置基準を設けまして、建物の上に看板を立てるとか、そういのは駄目ですよというような基準も設けさせていただきまして、これを平成28年にやったことによって、良好な景観が保てていると認識しておりまして、そういう形で進めていくことによって、眺望とかにも大きな変化は見られていないというのが今の現状につながっている。今の取組ってというのは、百舌鳥の古墳の周辺とか、その外側であったりとか、エリアを囲んで取り組んでますので、このまま進めていけば今の形で景観が守られていくのではないかと考えております。

○下村会長

はい、ありがとうございました。

市民の方々に、そういう取組しっかりやってるっていうような周知も何かの機会に情報提供をされて、本市の景観行政でやってる内容が、政令市ですのでちょっと人数が多過ぎるんですけど、なかなか情報を提供するの大変なんですけど、世界遺産や、それから、歴史的な背景の中で、この古代から未来へ続く取組、どういうふうに来てきたかっていうのが子供たちから年配の方々まで御理解できるような、そういう周知も必要じゃないかなと今、お聞きしてて思いましたんで、その辺りもまた課題に入れといていただけたらというふうに思います。

御意見ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。もしなければ、ほぼこれで一応フィックスさせていただいて、次に行きたいと思います。基本、大きな方向性までこれで決められたので、堺は、これ、「共に」ということや、歴史的といいますか、そういう文化的な景観、「景観文化」と書いてあ

るんで、文化的景観で読めないかもしれませんが、そういう歴風も、歴史的風致のほうもやられてるということですし、いろんな面でそういう資源を活かしたような形で進めていくという、そういうふうなことはみんなで共有できたかと思います。

それでは、ほか。例えば資料1の左下の図、これ地域別です。7つの地域、これは基本計画の中で書かれている7区分です。それを基に、上位計画ですので、その区分は決めといて、その7区分ごとにどういう景観の方向性を目指すかっていう方向性がここに書かれております。これも先ほど質問させていただきましたが、10年間の見直しの中で、この地域別の7区域はほぼこれフィックスですので、その地域別に新たな都市の動きや、世界遺産の動きや、それがあつちで、それは前から踏襲してますよということで、大きな方向性はなく、今度、地域別に見ていくときに、具体的にどういうふうな地域別の特性を目指して景観形成を考えていくんだってという話は次ぐらいに出てくるんですね、恐らく。ですから、この詳細は、今日は議論しない。そういうことでよろしいですかね。

だから、まずこの大きな方向性として、これはもう一度御検討いただいて、大きなタイトル、これで間違いじゃないでしょうかっていうことは、ぜひどっかで議論しとく必要があるかというふうに思いますので、これは次回できたらお願いしたいなと思います。

地域別の景観形成の図が出てくる。そのときに、10年間見据えて、先ほど西川委員のお話もありましたように、どこが新しくなって、それに対応をどんなふうにしてるんだ、これはもう目に見えてくる、確かに身近に感じるところですので、ぜひ、その辺りで議論、皆さんから意見が出るような資料作りをぜひお願いしたいなと思います。ですので、大きな地域、左の図でいうと、その大きな地域の中の方向性、これのコメント、ここをがつつり見ていただいて、何か御意見、あるいは、こういう点が必要じゃないのっていうことを、今、頂戴したら、次回の地域別に活かしていただければいいかというふうに思います。

○天野委員

7つの区域の中で状況が変わってるから。いいですか。

○下村会長

はい、どうぞ。

○天野委員

近郊市街地景観というところがありますが、資料2の右に写真がついてます。この写真とこの文言が一致しないような気がするんです。例えば、この左側の地図を見ますと、いわゆる市街地、要は都心ですね、都心についてはこのピンク色の塗られたところであるというように、これで理解したらいいんですね。オレンジ色のところが近郊市街地と、こういうことをおっしゃってると思うんですけど、近郊市街地の右の写真は住宅地ですよ。全く、私、違うと思うんです。例えば、中百舌鳥の界限見てくださいよ、どうもマッチングしませんよ、これ。中百舌鳥界限そのものは、もう既に都心型になってるんです。そういうことを考えて

いきますと、ちょっとこの写真と文言がぴんと来ない。私だけではないと思うんです、皆さんも多分そうやと思います、この資料をベースにして、これから進めていこうとするのであれば、もう少しやっぱりマッチングするような写真を載せてほしいなと思います。

以上です。

○下村会長

はい。

○都市景観室長（池田）

天野委員おっしゃるとおりでして、資料の中では、写真を1枚だけつけてるような形になってまして、これが全部を網羅した写真かって言われると、やっぱりそれは違うっていうのは、もう皆さん多分分かると思います。もう中百舌鳥がこんな感じではないとか、新金岡はこうだっていうのはないので。次の段階で、それぞれの地点、中百舌鳥、都市拠点であったり、北花田、新金岡、深井、上野芝、浜寺公園とか、鳳駅とか、そういう形で、また写真は別途つけていった中での説明になるようにしますので、その中で、10年前とどれぐらい変わってるかというところで、また検証というか、載せていくような形で考えておりますので、今回の資料ではこういう形になってしまいましたが、その辺、十分認識しておりますので、そういう形で御理解いただけたらと思います。以上です。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

7地域、これはもうこのまま行かざるを得ないし、行ったほうが良いと思います。今、御意見がありましたように、今後、次の段階で、その地域別の、これ、地域なんか一色じゃないので、先ほどお話がありましたように、いろんな建物用途があったりとか、もともとの都市計画上の用途地域もばらばらですので、その辺りを見ながら、地域別の大きな、その景観形成の大きな目標、トップのタイトルが、「共に」とか「歴史」とか言っていますが、歴史じゃないところも出てくる、これ自然の話が出てきたとおりですね。ですので、大きな理念は先ほど申し上げたように、皆さんに一応御了解いただいた流れがあると。その中で、やはり7地域それぞれの景観特性、これは土地利用の特性であるとか、地形の特性であるとか、周りに田んぼがあったり、土地利用ですね、川が流れてたり、建物が建ってたり、いろんな要件が変わる景観構造がありますので、それに準じたような地域別の特性を見ながら、景観の方向性を、ゾーンを考えてやっていくというのが次に出てくると思いますので。その辺りで、皆さん、詳細について、また御意見いただける場面があるかというふうに思います。ぜひそれを見ていただいて。

事務局も、それを皆さんの意見が検討できる時間、タイミングを見つけていただいて、次の資料づくりや、次のこの開催時期を、修正がある可能性があるということを御理解いただきながら段取り組んでいただけたらというふうに思います。

この7区域、これについては、先ほど申し上げたように、もう一回皆さんから意見聞く場面があるかと思えます。

次に行かしていただいて、全市レベルで考えなきゃならないこと、それから地域・地区レベル、このスケールってなかなか難しいんですけど、地域っていうのは案外ほんとはスケール持ってない基準でして、地区っていうのはだいたいあるんですけど。これでいうと大きなマクロ的、全市的イメージ、それからメゾっていう中間体ですよ、それからマイクロ、そのレベルで景観を考えていかなきゃならないこと、この3つの段階で、まず景観の取組をやっていくと、そういうふうな今までの御提案どおりかと思えます。これも、こういう基準でよくやりますので、それも特段問題がないようには思いますが、その点についても皆さんから御意見いただき。

それで、その地域別で、全市レベルでどういうことをやってるか。1つは大規模に対する、これは床面積や高さによって制限かけて、指定基準決めて、アドバイス制度を設けて、もう一個一個、全部取り組んでいくというふうな、そういう方向性が1番目です。

それに対して2番目、公共事業における景観形成。これは、公共事業の景観形成の誘導基準持ってる場所も結構少ないんですが、本市では、いろんな、例えば都市計画のほう、都市景観のほうで指導するときに、ほかの分野、教育委員会や社協も含めて、学校教育施設なんかの建物や河川、それから、都市計画のほうでいうと地区計画の話ってあんまり出てこないですけど、その話であるとか。河川、水路を、いろいろ公共施設があったりしますので、それに対して指導していく基準をつくっていくっていうことと、それを本来は建物だけじゃなくて、アドバイス制度に乗っけて、一事業ずつ検討していくということをお持ちなんで、やっぱりそれをうまく有効活用しながら、公共施設はやっぱりしっかりやっていかないと、民間の施設に意見言えないんで、そういうことで、この公共施設も大事ですよという、そういう取組かというふうに思えます。

3つ目につきましては、3つ目、屋外広告物ですね、これ非常に大事な話で。先ほどお話がありましたように、画面がばらばら変わるサイネージっていうのが出だしたんですけど、これの基準が難しいんですね。これ、大阪市や大阪府でも結構苦労しました。高さの位置やとか、どうやって色、基準決めるんやとか、そういう難しさと。あと、今、マンションなんかのベランダがガラスになってきていて、ガラスやと奥の壁の色が移ったりするんですよ。ガラスそのものに色を塗っていただく、これがアドバイスするときになかなか難しく、そういうことをやっぱり考えていきますよっていうふうな意思表示でした。そういうふうに個別の取組をやっていくというふうな御紹介があって、それを最終的に指導の基準に落とし込んで、なかなか屋外広告物の事業者さんや、オーナーさんや、建築家の方々や、御理解いただくために、マニュアルというんですか、ガイドラインをつくっていくっていうような、今、御意見をいただいたので。

このガイドラインも、ここの審議会マターですよね。計画終わってからガイドラインはまた別個でやられるのですか。

○都市景観室長（池田）

景観形成のガイドラインは、今回は、そこまではやってない。

○下村会長

審議会のマターではないという理解で。

○都市景観室長（池田）

はい、屋外広告物のガイドラインですね、屋外広告物のガイドラインはここではなくて、景観形成のガイドラインは、今回、併せて。

○下村会長

今回。

○都市景観室長（池田）

はい。

○下村会長

分かりました。はい。

ということで、細かい点も、ここの議論の場に景観形成のガイドラインは出てくるかというふうに思いますので。ちょっと屋外広告物は、屋外広告物条例は、うちは別にやってるんですか。

一緒にやってるところもあるんですけど、堺はたしか別やったと思いますので、こちらのほうは屋外広告物の審議会のほうで御検討されていくかというふうにと思いますが。大規模だけ出てくるんですよ。

○都市景観室長（池田）

屋外広告物の審議会も一緒になっている。

○下村会長

ああ、一緒に。

○都市景観室長（池田）

一緒なんですけども、景観計画にひもづいてるのは景観形成ガイドラインというものになりまして、屋外広告物条例のほうに、屋外広告物ガイドラインというのが付いてくるという形になるので、今回は計画だけ。これを改定して、それを踏まえて引き続き屋外のほうもやらないといけないという意識はあります。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

ちょっと私、取り間違いしとったこともありましたが、今、事務局、修正いただいたとおりでございます。そういうときに細かい話も、今日はざくっと大枠の話ですので、細かい点



についても、また皆様から御意見聞く場があるかというふうに思います。

というふうな形で、大きな枠組みで、あと中百舌鳥、それから環濠ですよ、コミュニティーレベル、説明いただいたとおり、こういうふうな大きな細かい点まで書かれてないので、何のことが少し分かりにくい点もあるんですが、枠組みとして項目が抜けてるんじゃないとか、地域別でもっと大事な場所があるんじゃないですかとか。次に出てくるのは、この、もう環濠は環濠の中の話が出てきますので、百舌鳥は百舌鳥だけの話が出てきますので、これ以外の、ここはもうちょっと見ていったほうがいいのじゃないとか、何かそういう話があれば、今日がその機会です。次はそういう項目はもう立てなくて、次は各項目別に中身が出てくるかと思しますので、その中身について御議論いただく形になろうかというふうに思います。ですので、今日は大きな、先ほどから何度も申し上げてあれですが、大きな景観計画の方向性で、枠組みでいくっていうふうなお話ですので、その中で、この分け方がいいとか、もしくは、ここの場所2つやけど、もう一個要るんじゃない？とか、何かそういうふうな今日は視点で御意見いただければと思っております。御意見いかがでしょうか。

何度も言うようですが、ちょっと細かいところは補足資料がございましたが、細かい点の絵柄とか平面図とかが出てこなくて、具体的方策の基準値であるとか、そういうのも今回は分かりませんので、なかなか意見いただきにくいようにも思うんですが。例えば今の百舌鳥古墳群、それ以外に環濠。これ、ですから、古代と中世と両方の歴史をきっちり守っていくっていう、そういう意思表示ですよ。ですから、どうしても堺っていうのはその2色だと、私はそう思うんです。ですから、それほど間違いじゃないとは思っておりますが、いやいや、この時代のこの辺りっていうのは大事ですよとか、もうちょっと海とか山とか、何か私は気になってるとか、何かそういうふうな御意見で、そこを入れていただけるかどうか分かりませんが、何か堺もこっちの方向見たらいいんじゃないのか、何かそういうふうな御意見は、今日です。次回はその話は多分なくなると思います。

○花田委員

いいでしょうか。

○下村会長

はい、どうぞ。

○花田委員

ありがとうございます。

今、会長のお話などをお伺いして、だんだん整理がついてきたんですけれども、大きなお話ということですので、景観形成の理念、基本方針のところ。景観形成の理念のところ、**「輝く都市・堺」**というのがございます。この**「都市」**というところに、まさにその**「SDGs 未来都市」**のような部分が反映しているのではないかなと思ったんですが。これからつくっていくときに、ぜひ考えに入れていただきたいと思うのが、見た目だけではな

い景観のその機能のようなものもここにに入れていただくといいかなと思いました。例えばそのSDGsですと、その中で都市のどこがありますし、経済的なこともあります、それから気候変動のこともありますし、それから景観にかなり近いかと思いますが、自然共生のようなものも入ってまいります。その辺りの、その、どうしても景観というところには、大型の建物をどうするかというようなことももちろん基本だと思うんですけども、ぜひ、そういう見た目だけじゃない、その他の景観の機能というのものもあるかと思って、それをしっかりと入れていただくといいかなと思いました。

それから、もう一点は、基本方針のほうで、これの3点目「活力ある“都市空間”をつくる」ということで、都市空間という言葉を使っています。これも空間という場所なことだけではなくて、この中で活力あるといたら、例えば堺市さんでしたら、もう経済活動でありますとか、それから市民活動、あるいは生活の場としての、そのソフト面も含めたような都市空間という視点をぜひ反映していただけたらなと思いました。

1点目が、その景観のその他の機能っていうことで、SDGsとちょっと反映させながら考えていただきたいということと、もう一点は、都市空間といたときに、ハードだけでなくソフトのことも反映していただくような計画だといいなと思いましたので、以上2点、お願いしておきたいと思います。どうもありがとうございました。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

全体と、1つ目の御意見ですが、どうしましょう。ちょっとさっきフィックスしてしまったってお話ししましたが、もう一回、次回やりましょうか。

○花田委員

もう一度議論していただくことをお願いしてるのではなくて、これからつくっていただくこの計画の中にこういう視点を盛り込んでいただきたいという、それだけですので。

○下村会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

○花田委員

ありがとうございます。

○下村会長

ですので、次回、説明の中で、大きなメインテーマがあったときに、やっぱりそれを実現するためのサブテーマ的なところを、そういうキーワードの中に、先ほど言っていたような話ですね。ですから「輝く」とか「共に」とかっていうふうな、選んでセレクトしたキーワードが出てきている中で、例えば7つ目の地域かな、一番最後の山手の地域、南部丘陵のところですよね。この中では自然共生とかね。特に共生社会というのは、やはり人と人との共生と、人と自然の共生と、自然の中での共生とかね、いろんな共生があったりしますの

で、一元的に全市レベルで使える単語と、地域別にやっぱり使っていくべき単語が出てくる、これ1つ、一例ですけどね。そういう中で、地域別の対策であるとか、あとは対象物に対する。今回は地域別だけやって、河川軸とか道路軸とか、その景観誘導はやるんですかね。

例えば、都市公園が大事やって先ほど話がありましたけど、これ都市公園法に基づく話なんで、景観法とはちょっと違う話やとか、河川法とか河川整備計画とかまたお持ちだと思うので、その中でやっていかれる話だとか。景観というのは横串ですので、どの場面でも言えんことはないんですけど。そういう意味での、各、今、7地域で、地域別にやるという中で、景観特性、次やられてるんですよ、これ、左7つのように。その中で、通して景観軸を、河川軸とか道路軸だけ取り上げて、その方向性を書いたりする、そういうふうな景観計画もあるんですけど、それはやらないんですかね。

その構成が分かってないんで、地域別だけやって、地域の中で道路の在り方、川の在り方、田んぼとか田園、それから周辺の山や農村地域も含めて、そういうふうな共生社会、共生をやっていく、それとも人の、人との共生ね、そういう話で地域別になるのか。先ほど申し上げてるように、インフラごとに、そういうふうな、何とか軸、何とか軸っていうのをつくっていきけるような景観形成の構成になってるんですかね。その辺、全体像がまだ見えてないんで。この次、どんなふうに使っていかれるのか。この資料1を見てると、そういう河川軸やとか道路軸やとかいう、そういう考え方はそこにはないんですよ。多分、地域別になるんですよ。

ですから、今、御意見いただいた理念というのを、地域別に落とし込んでいるような盛り込み方にするのか、全市レベルで考えていなきゃならない景観の在り方の箇条書きの中で今のようなサブテーマを設けていくのか。ちょっと意味お分かりいただけますかね。全市レベルでやっぱり、これを、右の表でいうと、上のほうでそういうふうなことを書いていて、A地区、B地区っていうふうに地域別に落とし込んでいくのか。その辺のゾーン構成が全然お聞きしてないので、どんなふう今回持っていくのかというところが、私、あまり理解できてないんですけど。今の御意見は、1つは、そういうふうな景観をもうちょっと広範囲に捉えて、他分野との関連も含めて記述していただきたいという、そういう御意見やと思うんですけど。

#### ○都市景観室主幹（花田）

先ほどの景観のことなんですけど、景観については風景だけではなくて、今の現計画の中でも、人の暮らしとか活動とか、景観に関わる要素というのは風景だけということじゃ捉えてはいないので、先ほどおっしゃっていただいたことも踏まえながら、また改定に向けては考えていこうとは思ってます。細かく言うと、地域別の中にもその中身というのを落とし込んでいきまして、反映していくものかなとは思ってますので、そういう方向では考えていきたいと思います。

あと、先ほどの河川軸とかっていう話ですけども、今の考えとしましては、河川軸とかというところまでは考えていなくて、この地域別の方針の中で、細かなところを、方向性を示しながら、市民とか事業者に理解いただきながら景観形成を図っていくということでは考えています。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

御意見いただいた中で、盛り込みながら、そのときに、その前回と一緒にだけ、ここにこういう観点が入ってますというような、そういう御紹介いただきながら、次、Aから、A、B、C、D、E、F、Gまでか、7区切りの中での考え方、捉え方、方針、この辺りを御説明いただけたら私たち分かりやすいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○林委員

すみません、花田委員が先ほどおっしゃったこととちょっと似ているんですけども、この景観形成方針の7つのそのエリア分けっていうのが、やっぱりちょっと、先ほど天野委員もおっしゃったように、やっぱり何となく感覚と合わないところもあるような気がするっておっしゃってるのは、やっぱりその景観というものの持つ、多層なレイヤーで、いろいろな成り立ち、地形だとか、もしくは自然環境とか、あとはその歴史的な、先ほどお話にあった道路、例えば街道筋がここにあるって、その周りにはその歴史的な結構古いような町並みが残っているようなエリアとか、あとは大きな街道がここにできてとか、あとは河川軸でそういう緑の軸があるとか。

あと様々なレイヤーが、情報というか、その様々な面のその性格が多層に積み上がっているからこそ、先ほどから事務局の方がおっしゃっておられるように、それぞれの町にたくさん個性が出てくると。その個性を1つずつ書いていくっていうことは最終的に重要なんですけども、それをなぜそのようになったのかっていう根拠が、やっぱり何に基づくのかっていうことを、景観計画の中でもきちんとうたうべきかなっていうふうに思いました。ですので、例えばその山際の、その、例えば丘陵っていうようなものが、例えば地形的にどのよう位置しているから、この辺りはそういう配慮が必要みたいなのは、例えばこの7つだから、例えばオレンジだからこうだとか、黄色だからこうだというふうに決まらなくて、様々なその観点に基づいて決まってくるものの複合体であると。だから、この、やっぱり私も7つのこの色分けが、これが駄目って言うわけじゃないんです、これだけでは説明できない部分を何とか説明する方法をやっぱり考えたほうがいいのかなと。ですので、都心、河川軸、都市計画マスタープランとかでよく使うと思うんですけど、ああいうものと同じように、景観であればもうちょっと地形の話とか、もう少し土地利用の話とか、ああいうSDGsも踏まえながら、根本的にそういうものがあってこそ、その次の小さなエリア別っていうような章立てに、やっぱり景観計画自体を決めたほうがいいのかなと。そのエリア分けしてい

うか、様々なエリア分けの1つにこの7つがあってもいいのかなというふうに私は思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

これ、何回目の見直しですかね、景観計画。初めてですかね。

○都市景観室長（池田）

見直しは初めてです。

○下村会長

1回目。

これ、ほんとは景観計画最初につくるときに必要な話で。今、お話がありましたように、計画っていうと、やはり地形構造から一番始まって、お話しあったように土地利用計画ですね。それまでの地勢をちゃんと理解して、その後は、土地利用、用途地域と似てるんですけど、違うんですけど。そういうようなものから景観が形成される、その中で上物を整備して、都計法やとか、いろんな計画の基に町が出来上がっていくというふうな中でね、このAから7地域に分けてる、このもの自体、最終的にはこの地域別でいいんですけど、そういうふうな現況解析図。山のほうでは、ほんとは相関植生図とか、山の風景考えるんやったらそういうところまで、都市計画の都市景観のほうがそれをやるのかどうかね。どっちかというとな農水関係のほう。どこまでその現況編を把握するような形でもう一回資料を作り直して、大きく最初に景観形成、基本計画の基礎をつくっていくっていうような、ちょっと今回と違うんですけどね、それで現況解析やるんですよね。そこに堺の歴史を上乗せしたりとか、それを作ったらどうですか。でないと、レイヤーが違うってお話しされたように、やはりその中に今ある堺の市街地開発が、もしくは田園構造が残ってきてるわけで。見直しのときにもう一回やるかどうかっていうことも踏まえて。

これ、初代のときはやっておられなかったんですかね。そういう元データがあれば修正が早いんです。大きな変化っていうのはないんですけども。これをもう一回GISで、標高図作ったりとか。今やったら平成何年やったかな、植生図入れたりとか、そういうところの、仕様書でもキーになってましたよね。これやり出すと、向こうのほうに座っておられる方々、かなり作業せんといかんんですけど。ちょっとそれも含めて、もう一回経過で立証して、だから今のやつでやります、この裏でバックデータ作るかどうか、作ったらどうですかっていうふうな御意見だと思います。ないよりはあったほうが絶対いいんですけど。本編には、ちょっともう景観計画の中には出てこない。景観形成、基本計画の中の現況編ぐらいで入れるんやったら入れられる内容です。その辺り、ちょっとどうするかっていうのは、これ審議会で意見出たので、皆さんの、そこまでやると結構大変な作業っていうのはそのとおりで。私もどういう景観計画の中の作業をされるかっていうふうなところまで聞いてないので、結構、

非常に大事な話ですし、非常に1枚の図面作るのにすごい時間がかかる作業です。それ事務局、お答えできますかね。

○都市計画部長（羽間）

はい。この右下の資料でお見せしてるこの7つの区分分けなんですけど、こちらについては、都市計画マスタープランであったり、それから、総合計画、基本計画2025での土地利用構造図と、おおむねというか、同じような7区分に分けてますので、要はその7区分に分かれてる、その理由、その根拠を、一度、確認して、整理した上で、次回また御説明させていただけたらと思います。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

だから、都市マスのほうでね、堺市全体の土地利用現況図、それと標高図、それから主な道路、河川、これの構造図、これらによって、堺の、こういうふうな現況の7区分に分かれてると同時に、景観の構造図みたいなものがほんとはあったらいいんじゃないですかという、そういうふうな御意見なんです。ですから、7区分は上から来てるんで7区分でやっていったらいいんですけど、その根拠を示すような形のデータ、どっかから借りてきてもいいと思うんですけどね。今回、新たに作るのは、これ、ちょっとえらいことになるかと、これ審議会と言っていいことかどうかわかんないんですけど。ですので、総計のときにはやってないと思うんです、基本計画のときにはね。だけど、都市マスやってたらやってる可能性があってね。ちょっとその辺りの添付図面も含めて、一度御検討いただくということによろしいです。

○都市計画部長（羽間）

はい。今、下村先生がおっしゃっていただいた、都市マスを原典というわけではなく、基本的には総合計画を基本に作ってるのと、堺市の、要は成り立ちを基にこういうゾーン区分を例えば分けてるのかなと思うんです。といいますのは、例えば臨海都市拠点なんかは、基本的にその高度成長期に埋め立てたところを全体的に色塗って臨海都市拠点にしていますし、都心部、都心周辺のところは、基本的には昔からの旧市街地のところを基本的にしていますし。丘陵市街地のところは泉北ニュータウン周辺のところになってますので、基本的にはそういう市全体のところ、市街地の変遷というか成り立ちなんかを基本に、こういう区分、7区分にちょっと分かれてるところがあるので、またその辺ちょっとお話しさせてもらいたいです。

○下村会長

はい。今もちょっと次元が変わってて、この7地域を選んだ特性をお話いただくのはいいんですけど、もともとの地形状況とか、河川の流れの稜線とか、標高がどれぐらい、南部丘陵のところと地べたのところではどれぐらい標高差があるのかとか、何かそういうものが大きな景観の構造に影響してるんで、そういう状況も踏まえながら、Aから7地域までの区

分と同時に、それを合わせて見ていかないと、なかなか地域別の話ができないんじゃないですかっていうのが。非常に大事な話ですけど、景観の根本の話をされてるんでね。

○都市計画部長（羽間）

分かりました。ちょっと資料が、今現時点でどこまであるかちょっと分からないので、その辺含めて、またお話しさせてもらおうと思います。

○下村会長

はい。ぜひ、ちょっと調べていただければ。

先生、そんなんでよろしいですか。

○林委員

はい。あと、1つだけ。

私は、歴史とかを調べてるので、この景観形成の理念の「古代から未来へ」という言葉がすごいいいなって思うんですよ。それを可視化しないと駄目だと思うんですよ、地図とかでも。つまり、古代は社会をこのようにでき、中世はこのようにできという、その歴史の積み重ねがやっぱりあって、今の景観だという。だから景観というのは、その市民の方に分かっていたとときに、その目の前に見えているものが面白いなって、先ほどの花田委員のお話もそうなんですけど、それがどうしてそうなっているのか、どういう役割を果たしているのかみたいなどの理解と一緒に、美しいなとか、面白いなっていう言葉が市民の方から出てくるようなものだと思えます。ですので、そういうところが皆さんに分かっていただけのために、やっぱりその可視化される資料と、だからこのように守りたいんだというのをセットでないと、なかなか説得力がないのかなと思う次第です。

ですので、ぜひ、難しい作業かと思うんですけども、ほんとに大事なところなので、景観計画の中にそういったところも踏まえてこれを作っているってところを何とか入れていただきたいなと思います。

以上です。

○下村会長

はい。考え方、非常に大事なんで、景観計画として、どういう目次構成するかって、ちょっとまた難しい話になってくると思います。何度も言うようですけど、全て根拠がありますので。この前もちょっと事務局とお話しさせていただいたように、やはり根拠がどれくらいあるか、審議会と検討会がどうなってるのかちょっと分からないですけど、どういうプロセスで委員に御紹介いただけるのかっていう部分も大切です。古代の歴史からずっと変遷たどってくる中でね、今もお話があった昭和33年ぐらいからの埋立ての話でね、いつやったか、大和川の付け替えでかなり変わったんですよ。三百数年前ですけど。これによって大きな構造変わりましたからね、環濠都市が。ですから、そういうふうな流れをやっとして、だからここはこうですって、1枚から図面が乗っかるか乗っからないか、図面の根拠を見せ

ていただきたいなというような御意見です。ぜひ、一個一個やるのは大変ですけど、どういう流れの中で歴史ってなってるのか。だから旧環濠の話と、旧港の話、堺旧港の話、これをやっついて。その前に、古墳のときの、古墳配置図やるのか、これ地図残ってませんので、明治36年の陸軍のやつしかないと思うので、古代の古墳群がどうあって、百舌鳥古墳群が今どうあるのかとかね。それから、先ほど申し上げたように、中世、13世紀ぐらいからの社会の交易都市の話、自治都市の話ですけど。これをほんとに、ある資料を出してきて貼るんだっいたらいけると思いますが、これも一回調べるとなったら、多分1年で終わらないです。どこまでどう出されるか、検討していただいたら結構なんですけど。

○都市景観室長（池田）

歴史的なところ、古代、中世、近世ですか、それをここに入れるというのはないんですけども、今、文化財課と連携して取り組んでおります堺市歴史的風致維持向上計画にこれまでの堺市の歴史の背景とか、そういうものを載せておまして、どういう時代を追って、町並みができてくるのかとか、古墳群にしてもそこに記載されてますので、こういうところに載ってますっていう形で載せるとかはできます。そういうのを踏まえながら、どうやっていくのがいいか、その辺も頭に入れながら改定進めていきたいと思えます。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

いろいろ工夫しながらお願いしたいと思えます。図面出てきたときに、ほんとは重ね合わせて、この辺りこの辺りって、作業が発生するんでね、ほんまにやり出すと。資料見て勝手に考えてくださいっていうんじゃなくて実際に、この地域の成り立ちの話とか、ピンク色で書いてある旧環濠の地域っていうのは、大道筋含めてね、出てきたりとかっていうふうに出てくるかと思えますので。その辺がなかなか大変なことやとは思えます。ぜひ可能な限り御対応いただいて、次回の審議会になるかと思えますが。

○中嶋副会長

中嶋でございます。今までの議論を聞いていて、ちょっと厳しい言い方ですけど、資料の作り方がちょっと分かりにくいというか。今回されるのは改定なので、これまでどうだったかと、どの部分を変えたのかっていうのが、この資料1ではやっぱり分かりにくくて。また、これまでの景観計画、我々、頂戴をしているのですけれども、関連法令も含めて、やはり席上にそれぞれの委員に置いていただくようにしていただいたほうがよいのではないかというふうにも思います。

というのは、例えば景観形成の理念のどこが変わったのかというのは、後から御説明いただいて初めて分かった次第で、私はもう、これが前と変わらず踏襲するということを確認されたのかというふうにも思いましたし。あと、その今出てきていた7つの景観区についても、基本的にはいろいろお考えになったところ、改定に当たってはこの7区を維持されるという



結論に至られたということなのですが、今、この景観区がどうやって決まったかということも含めて、恐らく、ある程度はその元の景観計画のほうに書かれているであろうと思いますので、資料2のほうが変わったところが分かりやすいので、私はこちらのほうを見て理解するようにいたしましたけれども、せめて目次と、変わる部分とか、この部分が足されるとか、そういう対応表的に御説明いただいたほうが皆さんは議論しやすかったのかなというふうに1点思った次第です。

私がまとめるところではないんですが、今回の改定は、まず1つは、というか、社会状況が10年間の間に変わってきたと、それをどう反映するか。あと、上位計画も変わっていると。ここでも、上位計画の中に、資料2でも挙げていただいてないんですが、重要なものとして、やはり歴まちですね、歴史的風致維持向上計画っていうのは、かなり景観とリンクする事業かと思いますので、こういうものが書かれてなかったり。あとは歴史基本構想はつくられてるんですかね。これは文化財保護課マターのものですけれども。そういう文化財を確認しながら、まちづくり、都市づくりをやっていこうというふうな流れが根元であって、堺市さんなんかは、ほんとに古代からの多くの遺跡、あるいは中世からの環濠都市等が残っているので、こういうほかの計画との連携ですよね、この景観計画に全部盛り込むのは無理なわけですね。役割分担して初めて市に全体として動いていくので、むしろ正論というより、役割分担であったりとか関係性みたいなものが図示できるような形で体系化するっていう。それで、この景観計画がどういう役割を果たすのかということ。さっきの歴史のお話なんかは、多分、歴史的風致維持向上計画の中でもかなり書き込んでますので、その中でどれだけの風致が堺市の中にあるのかっていうので、恐らくピックアップされて、グループ化されて、価値づけがされていってると思いますので、そういうものが景観計画より後にできているので、そういうものとどう関係しているのかというのは、何か体系図であったりとか関係図、それがどういう部署が担当してるのかっていうような形で、連携してやっていきますっていう図をつけるっていうことで、より理解しやすいのかなと。景観計画に全部書き込むのはちょっと難しいのではないかなというふうに思います。

3つ目が運用上の課題で、これは新しい技術であったりとか新しいデザインが出てきたことによって、解決しなければいけない、指導上の、窓口上の問題があったりとか。あと、最後は、市民とか事業者様のこの10年間の感想みたいなもの。この4点を今回検討された結果、どこを直すのかっていうのが、今回、今日出てきたことだとは思うんですね。なので、何か、それちょっと分かりやすくもう少し表現していただいたら、もう少しフォーカスした議論をしていただけたのではないかなというふうに思います。

7つの景観エリアの中でも、例えば資料2の1枚目とかも、その7つの景観別の中でも、さらに細かい地区も調査されてるわけですね。それで検討されているので、このピックアップされた地域っていうのも、それぞれのエリアの中で、地区の中で特徴的な場所だという

ことなので、こういうことももうちょっと上手に御説明していただければ、皆さんに御理解いただけたのかなというふうに思っております。

感想ばかりで申し訳なくて、方向性としては、市がこうだというふうに決められているのが妥当かどうかということになるかと思うんですけども、物すごい積極的かって言われると、そうではないですが、改定の、特にその環濠都市のところを地区として新たに指定されていくとか、あと、もう少しガイドラインを現代のボーダーに寄せていくというようなところとか、そういうところは評価できるのかなというふうに思います。

参考までにですけど、ほかの市町さんでも改定がだんだん進んでいる中で、どういう方向が、今、ほかの行政の方向性として出てくるのかというと、1つは、割と1回目の景観計画っていうのは、このエリアを大きく捉えて、都市計画の用途地域と連動させたりとか、いろんな形でされたんですけども、その中で問題が起こってきたと。やっぱり用途とくっつけるのはよくないとか、この大きなエリアではカバーできない景観が出てくる。そういうところもう少し細かく、地区、重点的に守るところっていうものをかなり積極的に指定していくというような、それが1つの傾向です。

あと、もう一つは、公共事業の、景観上のチェック、これを強化していくと。これは大阪府が、今度の改定でかなり厳しくなりましたので、景観事業に関しては、こういう景観のチェックを必ず受けるような形で頑張っていきたいと思いますということと。

あと、都会、都市ですね。大都市、堺市さんもそうですけども、大阪市であったり京都市であったりとかっていうところになると、夜間景観をどう考えていくかという。この夜間景観の形成みたいなものが、すごく、3つ目の大きな柱です。

もう一つは市民との協働です。市民のその景観づくりの活動をどうエンカレッジしていくかっていうか、主体的にやっていただくかですよ。市が誘導するだけじゃなくて、主体的に育てていくかという。その4点ぐらいが、今、どこでも改定で充実されてるところなので、堺市さんにおかれましても、地区を限定するっていうので1つ増やされるとか、公共事業のこともちょっと書いていただいていたと思いますので、そういう流れのほうに乗っていただけたのかなという、感想としては思っております。感想ばかりで申し訳ないですけども。

あとは、市民アンケート、事業者アンケート、関係人口のアンケートですかね、これも今回御説明はなかったんですけども、この改定に当たっては参考にされてるっていうのも、やはり市民とか事業者としては、自分たちのアンケートの結果っていうのがどういう形で反映されていくのかっていうことを説明していただいたほうが、アンケートの答え甲斐があったとか、より景観に興味を持っていただけるかなというふうに思ってます。ただ、少し何か甘いというか、少し何か有利な形で解釈されているような気は、ちょっと気になっております。

例えば、資料3の1ページ目のところに、取組の認知度ということで、市民の方505人に聞かれて、回答があって、知らないが55%で、無回答が0.5%で、聞いたことはあるっていう程度が32.9%、知ってるが11%ちょっとなんですけれども、その評価が左側に書いていて、何か4割の認知があるのは成果であると言えるっていうのが、これほんとにそれでよいのかどうかっていうような。やはりもっと知ってもらう努力が必要じゃないかなというふうに思いますので、これはもう素直にもっと考えていったほうがよいのかなと。

あとは、景観がよくなったと思う場所ということで、駅前の評価がすごく高いし、あとは大仙公園なんかだと、公園、緑地の緑がきれいになってるなんですけど、これはほんとに景観計画の何か成果なのかっていうのももう少し聞きたいところかなということと。

あと、たくさん申し上げて申し訳ないんですけども、2ページ目のほうのアンケートを見ると、特に力を入れてほしいことっていうのが2枚目の下のグラフで示していただいているんですけども、この中で、意外に市民の方が大きいのは、やはり公共空間の活用とか、にぎわいとか、公共施設の景観整備を優先して進めるっていうのが、すごく期待値が高くなっているんで、やっぱりこういうものを反映すると、公共事業に対する見方っていうのは、市民の方って、厳しいというわけじゃない、期待ってされているのかなというふうに思いますので、何かこういう意見を公共事業の景観誘導の中の取組へとつなげていきましたみたいなことがうまく説明できるように、見せ方でもあるんですけども、工夫していただければなというふうに感想としては思いました。

事務局への御意見というわけではないんですが、これまでの計画とかいただいているんですが、ちょっと席上に置いていただくと、比べながら我々も見る事ができるので、ぜひ関係法令も含めて置いていただけるとありがたいかなというふうに思います。以上です。

#### ○下村会長

はい、ありがとうございます。

花田委員から始まって、林委員もそうですし、中嶋委員もそうですが、審議会ですので、検討会を兼ねた審議会ということでお話しさせていただくと、やっぱり資料の出し方、これ、ちょっと事務局に事前のお話があったときに申し上げたとおりなんですけど、もうこれ決まりましたという形で、審議会ですので出されておられる資料なんですけど、ほんとは、検討会というのが入ってたら、これを検討するための、林委員がお話しされたような、添付図面があって、だからこうですという理由説明。今、中嶋先生がおっしゃっていただいたように、アンケートの読み方も一緒なんですよね、結果の読み取りも。アンケートだけ数値が出てきて、読み取りはされてるんですけど、今回すり合わせができるような形のアンケートになって。

林委員がおっしゃっていただいたように、やはり地形構造や土地利用図、これをどこまで入れてくるか。あと歴史風致にかかるような形で。あれは事業評価委員会も、事業評価もや

らなあかん法定協議会ですので、しっかりと一応データ作られてるはずなので、その辺りの関連とかね、いろいろ検討するための資料としては、ちょっと違うんじゃないかなと。これだけで意見言うてくださいだけになってるんで、その辺りは事前に御説明いただいたときのおりですので。私だけかなと思ったら、皆さん、そういうふうな御意見です。ですから、可能な限り根拠になるような図や表や資料を、だから、こういうふうに考えましたっていうことをやっていただくと、非常に。それと、前回のやつと変更点だけ色変えて塗ってあるとか、何かそういうふうに分かりやすい審議会運営に関わるような資料づくりはぜひお願いしたいというふうに私も思っておる次第です。

今回は、理念や方針のほうはほぼ決めさせていただく中で、今現在のトレンドを合わせ持って、市域レベルでやっていく概念の中に、もう少し概念入れて、花田委員が施策等を言っていたように、やっぱりもうちょっとブレイクダウンした取組の事例なんかも、大きな景観ということ以外の関連事項をどれぐらい盛り込んでいくか。やっぱり、今回、地域別やるっていうふうなところで、地域特性は、ちょっと堺市全般の広域図や、資源分布図や、それから地形というような標高図や、いわゆる主体構造が分かったり、歴史・文化的資源、わかりやすいのは歴史的風致の方ですけど、何かそういうふうな中で区域別に見てみると、この区域が成立するような形で次回、御紹介いただいて。そこに区域をまたぐような河川の中で、例えばCとDがつながってる区域の中で、河川の位置づけが変わらないような形になるわけですね。河川はそれを全部貫く、道路はそれを全部貫く軸ですので。そういう軸別にはやらないということですので、地域別が成立するというのをしっかりと御紹介いただかないと、それは、できたら資料を拝見しながら、ポイントとなる図面を拝見しながら、だからこうなんですっていうぐらいの説明があると、みんな、私たち理解しやすいなというふうに思います。

ですから、史跡、歴史的風致の話の中で持っておられるような図面、あとは都市マス、いろいろマスタープラン、基本計画のほうでお持ちのデータがあるかと思いますので、だからこうなんですよというふうな、そういう根拠をできたら次はお示しいただくほうが。今日の皆さん、私も含めてですけど、意見拝聴してると、そういうことだというふうに思います。今日はまだ大きな枠組みだけですので、フィードバックもまだ次回可能かと思います。

今日、これでそろそろ2時間ですか。だから、次回も、詳細7つやって全体の話が出てくるので、時間結構取るんじゃないかなという気はしますので、その辺はうまく進行いただくような流れも含めてお願いできたらなというふうに思います。

何か、今日の枠組みや今後の進め方に。

はい、どうぞ。

#### ○花田委員

すみません、基本方針のところなんですけども、この順番なんですけど、先生方のお話伺っ

てますと、やはり景観というのは物語だと思えますので、1つ目に魅力を高めるって言われてもはてなって感じなんで、「“堺文化”の個性を守り育む」で「活力ある“都市空間”をつくる」ことで「“堺で暮らす”魅力を高める」につながるのかなというふうに思ったりしてました。何か順番とか決まってるんじゃないでしょうか。

それと、あと2点目は、都心と、あと周辺市街地景観のところなんですけれども、この環濠のところと重なっているところなんで、その保全と、それからにぎわい、どのようにバランス取っていかれるのかなっていうところがちょっと、これから聞かせていただけるのかなと思ってお話を聞いてました。コメントです。以上です。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

また次回でも、この理念と方針の確認はしたいと思いますが、今のような意見もあるということ。あとは総計のタイトルとかね、都市マスの将来像のイメージとかね、これも横並びの中で、うちは、うちはというか景観はどれをもって、それを受けてるのかどうかも分かるほうがほんとはいいんでしょうね。堺市の基本計画の中でその将来像のイメージがこう、だから、それを都市景観サイドでは都市空間と訳しましたとか、何かそういうふうな説明があると、上位計画を入れてるってことが理解できるので。どうやったら委員の皆様にも内容を御理解いただけるかというところを、資料提示の仕方ですよ、その辺りをぜひ工夫いただくとありがたいなというふうに思います。

はい、大分時間も押してきているようですが、いかがでしょう。

はい、どうぞ。

○松本委員

確認なんですけど、先ほどの屋外広告物のやつで。堺市の中では屋外広告物審議会はあるんですか。

○都市景観室長（池田）

以前は2つ分かれてたというふうになってたんですけど、何年か前に、ちょっと2つをもう1つにまとめてしまおうということで景観審議会ということになっております。なので、屋外広告物の審議会は、今はもうここに踏襲されてるという形になってます。

○松本委員

ということは、先ほど会長もおっしゃってましたけど、このデジタルサイネージのその問題であるとかいうのも、この審議会でもんでいくってことになるんじゃないかな。

○都市景観室長（池田）

そのとおりです。今年やるのか、来年度になるのか、その辺はまた、その事案が出てきたときということですね。屋外広告物条例等に基づいてガイドラインを改定するときに、デジタルサイネージの話が出るのであれば、そのときの景観審議会で行いますし。屋外広告物に

ゃなくて、建物のほうでデジタルサイネージがってという話になるのであれば、そこで審議していただくような形になると。

○松本委員

分かりました。

○下村会長

はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○天野委員

まとめてもらってる皆さんにね、ケチをつけるわけじゃないんですけど、私はこれはこれでいいと思うんです。ところが、先ほどから意見が出てるように、今までやってきたことはここまでやりました、今現在こうなってます、これから先こうしましょうという流れが見えない、1つはね。したがって、その辺のところは考えていただきたいというのが1つと。

それから、これ、10年先ですか、7年先ですか。2040年ですよ、今書いているのはね。7年という非常に長期間にわたっての計画を組んでいくわけです。したがって、この7年間の中で、これを1から一遍に7年に飛んでできるもんかなと、私は非常に疑問に思いますね。したがって、できたら、この間を一遍区切りをつけて、3年後、また4年後ぐらいにね、こうするんやという1つの段階的な絵を見せていただけたら、さらに市民の方も分かりやすいんじゃないかなと、このように思うところでございます。ぜひとも御検討いただきたいと思います。

○下村会長

はい、事務局どうですか。非常に重いお話2つありましたけど、1つ目。

○都市景観室長（池田）

この堺市景観計画というのは、何年度まで、ほかのマスタープランであったりとか、未来都市計画とか、グランドデザイン2040とか、この辺りが全部将来の年度、ここまででこうしていきましょうというのが書かれている。しかしながら、今回改定するこの堺市景観計画、これについては、何年度までに何をしないといけないというものではございません。これをつくって、これを基にやってみようという、要するに何年までにやってみようではなくて、これを守っていきましょうという計画であって、また10年なのか、15年なのかというところ、もしくはそれよりも早い年代でということもあるかもしれないですけども、そこでまた見直す、もしくは、百舌鳥のように部分だけ改定するというのも可能なので、この計画自体が何年までというのはございませんというのが、まず1つ。

○下村会長

非常に重い話をされたというのが、この前の計画をつくって、どれだけ実現してきたかっていうのを、それから、これからどう目指すかという、最初その話をされたんですよ。そ

れを今回の事務局はアンケートで、どうやってまちがよくなったとか、不便になったかとか、ひとえに評価基準をそっちで取りはったわけですよ。ほんで、大規模で何件出てきて、今現時点でどれぐらいになってるのかという。今後、どうなってという、その、いわゆる進捗管理を、先ほど歴風の話しましたけど、それを国のほうに報告しなきゃならない歴史的風致があるわけなんですけど。それとは別に、この景観計画の中で、前回の計画の中でやろうとしてたものが、どれだけ今、実現できてる、それが将来どれだけ目指すんですか。それが7年、10年か、将来に向けてっていう、そんな御意見出たんですけど、これやろうと思ったら大変なんですけど、それはもうアンケートで聞いたということによろしいですかね。

前回の計画の中で、10年で何で見直さなければならないかの中で、仕組みがどれぐらい実績が残ってたのか、このやり方でいいのかどうかというところの、なぜ10年間で見直さかっていうふうな、そのところっていうのは大事で、これ非常にやっかいな状況なんですよ。それを今回は、いや、それはアンケートでどういうふうに景観が変わってきたかということで捉えましたという今日の御説明やったんですよ。だから、そういう形で今回はやっていくという、そういうことによろしいですね。

○都市景観室室長（池田）

アンケートだけではなくて、現地もみて、今と以前、最近はグーグルでも過去の状況を見られますので、それを照らし合わせています。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

その検討されてるといのは、資料としては出てこないですね。検討した結果、こういうふうなことを考えました。その中身はもう事務局サイドで、目視による、もしくはグーグルによる視認でやって、それは100件見て80件が成功してるかっていう、そんな数値データもなく、大体見て、進んでるだろうと、そういう検討をしましたっていう理解によろしいんですかね。

○都市景観室室長（池田）

今日はその資料がつけれてませんので、口頭だけにはなるんですけども、実際、現地で確認させてもらって、変わってるかどうかというのを踏まえての検討となります。

○下村会長

そういう大変な仕事をされてると思うんですよ。そういうことをやっぱりビジュアルで、表を、1時間、2時間で作るの大変かもしれないんですけど、こんだけやってこんな結果になって、そういうデータの蓄積とかね。それで指導内容が適正かどうかとか、指導基準が適正かどうかとか、そういう判断基準を基にというふうなデータをやっぱり、これからでもいいので作っていく必要があるん違うかなというのを、ほかですけど御提案させていただきながらね。大変なことやっておられるのはよく存じ上げてるんですよ。ですから、それを蓄

積していくのも要るんじゃないかなというのもありましてね。根拠となるデータ整理、たくさん時間を使わないで、うまく、こんだけやっていますよという表現、できたらやっていただけたらなという気がいたします。

はい、ほかいかがでしょうか。もう大分押してきておりますが、よろしいでしょうか。

詳細については、何度も言うようですけど、また御検討いただける時間があるという理解でよろしいですかね。

○都市景観室室長（池田）

はい。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

そしたら、今日は大きな枠組みのお話でしたが、委員の皆様からいろいろ御意見いただきましたので、それを見据えて、事務局では次の会議までにまた御説明いただけたらと思います。どうも長時間にわたりありがとうございました。

じゃあ、司会進行のほうを事務局にお戻ししますので、よろしくをお願いします。

○司会

事務局からの連絡事項は特にございません。

本日は、貴重な御意見、誠にありがとうございました。それでは、これで令和4年度第2回堺市景観審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(以上)

---